

人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
 所長 金丸 憲史
 〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
 TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

page

- | | |
|--|---|
| <p>1 残業代請求訴訟が増える!?
賃金債権の消滅時効、当面「3年」に</p> <p>2 特集 「同一労働同一賃金」を定着させる!
大企業のみならず、派遣受入でも対応が必要</p> <p>4 TOPICS
 ●無料求人が活用しやすく!
 ハローワークの利用方法が変わりました
 ●2018年度「福利厚生費調査」
 企業が負担した福利厚生費は過去最高
 ●3月以降、外国人の入退社は
 在留カード番号の記載が必要に</p> | <p>6 すっきりわかる。健康保険
大学生の娘がワーキングホリデーへ
被扶養者にできない?</p> <p>7 人事労務の法律ミニ教室
社員が病気で休職
職場や取引先にどこまで話すべき?</p> <p>8 事例に学ぼう!働き方改革
誰にも邪魔されない「集中タイム」</p> <p>8 労務ひとこと
年金機構をかたるメールに要注意</p> |
|--|---|

残業代請求訴訟が増える!?

賃金債権の消滅時効、当面「3年」に

厚生労働省は1月10日、賃金債権の消滅時効などについて定めた労働基準法の改正案を諮問し、おおむね妥当と答申を得ました。

民法との「ねじれ」解消

これまで賃金債権の消滅時効は労働基準法で2年と定められており、未払い残業代などの支払いを会社に請求できるのは「過去2年分」となっていました。

そもそも、民法においては使用人の給与等に関する消滅時効は1年とされていたのですが、それでは労働者の保護に欠けるとして労働基準法において2年と定められた経緯があります。

ところが、民法の改正により債権の

消滅時効が大幅に改正され、今年4月以降はすべて5年に統一されることになりました*。ここで労働基準法との「ねじれ」が起きてしまったのです。

*請求できることを知ったときから5年、知らなくても10年とされています。

残業代の請求は過去3年分に

民法の改正にあわせて賃金債権の消滅時効も5年にすべきかどうか検討がおこなわれた結果、2年→5年にするよう方針がまとまりました。改正法案を提出し、今年4月からの施行を目指しています。

ただし、当分の間は人事関連の記録の保存期間とあわせて「3年」とするということです。

改正案のポイント

- ・賃金債権の消滅時効は「2年」→「5年」とする
- ・当面の消滅時効は「3年」とする
- ・支払日が今年4月以降の賃金債権から適用する

たとえば、残業単価2,000円の社員が平日に毎日2時間サービス残業していたとすると、未払い残業代は月8万円ほど。過去2年分で192万円、3年分で288万円、5年分では480万円にのびります。

請求できる残業代が高額になるほど、弁護士に依頼してでも残業代を請求したいと考える人が増えていくでしょう。